

2022年度

# 運輸安全報告書



本報告書は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき安全確保の取組及び安全の実態について自ら振り返るとともに、広くご理解いただくために公表するものであります。

## 1. [安全に関する基本方針]

- 1 輸送の安全確保が、旅客自動車運送事業最大の使命であることを深く認識し社長以下、全社員が一丸となって安全確保に取組むことが最大の責務である。
- 2 旅客自動車運送事業者の責務として、輸送の安全に関する法令・規則を遵守し、安全こそが最も重要なサービスであることを社員全員が深く認識し輸送の安全に努める。
- 3 輸送の安全を確保するための目標を定め、それに関する情報を積極的に公表し、お客様に安心と信頼を提供する。

2022年4月1日

セイシン観光バス株式会社

## 2. [輸送の安全に関する重点施策]

輸送の安全に関する基本方針に基づき、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

- 1 輸送の安全に係る乗務員教育を年間を通じて実施し、安全に対する意識の向上を図ります。
- 2 健康起因による事故を防ぐため、年2回の健康診断を行い、高血圧・心疾患・高血糖等の所見のある者には精密検査を受けさせ、乗務に関する医師の意見を聴取する。
- 3 輸送の安全に関する連絡体制を確立し、必要な情報と伝達を行う。
- 4 社長及び安全管理要員は、乗務員とのコミュニケーションを広く図り安全に関する意見をボトムアップする。

### 3. 「輸送の安全に関する情報」

2022年度に定めた安全目標と達成状況は次のとおりです。

事故内容	目標	目標達成状況	結果	備考
重大事故（死傷・転落・火災）	0件	0件	○	
有責人身事故	0件	0件	○	
健康起因事故	0件	0件	○	
有責対物事故	3件	0件	○	
自損事故	3件	2件	○	

※ 自動車事故報告規則に該当する事故 0件

※ 行政処分等の公表 0件



### 4. 「2023年度の安全目標」

事故内容	目標
重大事故（死傷・転落・火災）	0件
有責人身事故	0件
健康起因事故	0件
有責対物事故	3件
自損事故	3件

2021年度の安全目標を達成するため、運転者の安全教育に一層の力を入れ取組むとともに、健康管理にも十分な配慮と指導を行ってまいります。

### 5. 「乗務員への安全教育」

三井住友海上イ nターリスク総研の交通安全アドバイザーによるセイシン観光バス安全運転セミナー開催

- 1 貸切バスの事故現状(2018年死亡事故統計)
- 2 交通事故に伴う責任等(民事・刑事・道議的責任)
- 3 セイシン観光バスに置ける保険事故発生状況
- 4 交通事故防止策(何が悪かったのか? どうすれば)
- 5 危険予測の実習(ドライブレコーダーの映像による危険予測と回避)
- 6 交通事故の要因(何が多い? 人 94.8% 車 0.2% 環境 5.96%)



### 6. 「乗務員への安全教育」

三井住友海上イ nターリスク総研の交通安全アドバイザー  
テーマ: 交通事故を自分のこととしてとらえる

- 1 日本全国の交通事故の実態(画像を見て考える)
- 2 事故を起こさないために(事故を遠ざける・事故を呼び寄せない)
- 3 こうつうじこはなぜ起こるのか、(運転する人の知覚特性等を知る)
- 4 事故発生状況と対策(全国・静岡県・当社の状況)
- 5 出合い頭事故防止(一時停止厳守と安全確認)
- 6 危険予測(KY)2つの危険を読む(見える危険と見えない危険)



## 7. 「乗務員実技訓練の記録」

「救急救命講習・A E Dの使用方法」

「非常扉からの脱出訓練」



「積雪路でのタイヤチェーン着脱訓練」

「消防署員による消火訓練の実施」



リフト付バス車椅子乗降訓練

非常時の訓練（発煙筒使用方法）



## 8. 「輸送の安全確保のための計画と実行」

---

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Du Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

---

## 9. 「乗務員に対し実施する安全教育」

- ① 事業用自動車を運転する心構え。
  - ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項。
  - ③ 事業用自動車の構造上の特性。
  - ④ 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項。
  - ⑤ 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項。
  - ⑥ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況。
  - ⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対処法。
  - ⑧ 運転者の運転適正に応じた安全運転。
  - ⑨ 交通事故に関する運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処。
  - ⑩ 健康管理の重要性。
  - ⑪ 異常気象時における対処法。
  - ⑫ 非常信号用具、非常口、消火器の取扱い。
  - ⑬ 安全性の向上を図るための装置を備える自動車の適切な運転方法。
  - ⑭ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性に応じた運転。
- 

## 10. 安全管理規定・安全統括管理者選任



# 安全管 理規 程

セイシン観光バス株式会社

## 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - 二 輪送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
  - 三 輪送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
  - 四 輪送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - 五 輪送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するため必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
  - 二 運行管理者
  - 三 整備管理者
  - 四 その他必要な責任者
- 2 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
  - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 國土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

##### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一條 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

##### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二條 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

##### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三條 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

##### (輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四條 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

##### (輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した

場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認られた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合は、輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

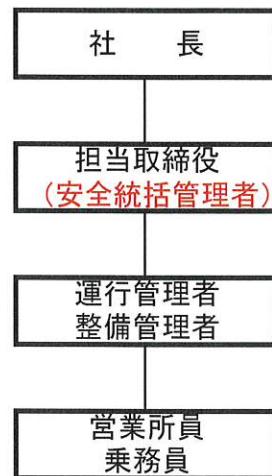
第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

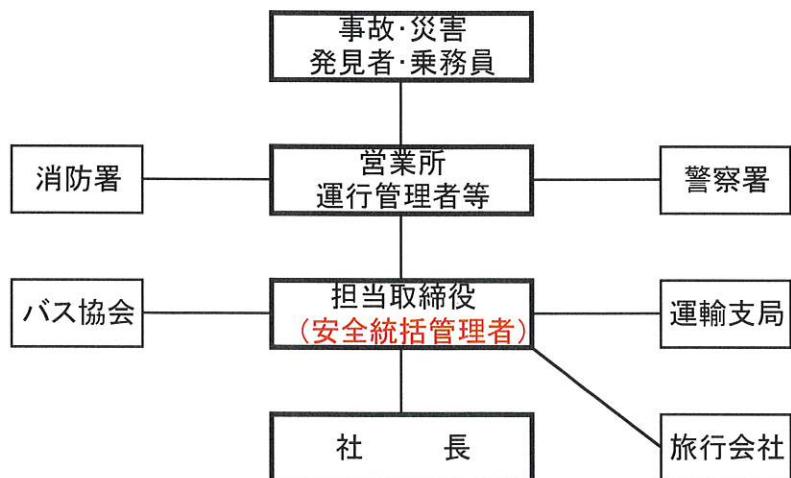
平成25年10月1日 改定

## 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

安全管理体制図



事故・災害等に関する報告連絡体制図



# 「輸送の安全に関する社内規定」

## 【輸送の安全を確保するために定める社内規定】

1. 発車時(後退時を含む)の安全確認の徹底（駐車場や構内等での時速10キロ以下の低速域での事故が最も多い）
  - ① 指差し確認「発車の際、左右のミラー及びアンダーミラーを確実に指差し確認」。
  - ② 座席から身体を起し、ミラーに映らない死角をの部分を目視で確認。
  - ③ 後退時、ガイドの下車誘導の徹底、ワンマンの場合は下車して周囲の安全を確認。
  - ④ 車内事故を防ぐため、シートベルトの着用案内を発車前に必ずする。
2. 交差点での安全確認
  - ① 黄色信号での進入は厳禁、進行方向の歩行者信号点滅時には速度を緩め停止の準備をする。
  - ② 右折時には、交差点の中心で一時停止し対向車と右方向の安全を確認し徐行し進む。
  - ③ 左折時には、ハンドルを切る手前で必ず一時停止し、左後方の安全を確認した後、徐行して進む。
  - ④ 交差点で赤信号で停止し、青信号で発進する際は、歩行者の有無を確認する、歩行者用の信号が点滅し始めてから急いで渡ろうとし、途中で赤信号になってしまっても渡りきれない人がいる。
3. 横断歩道の安全確認
  - ① 横断歩道の手前では、速度を落とし横断使用トする人や自転車の有無を確認。
  - ② 信号機の無い交差点で、横断歩道を渡ろうとする人がいた場合は、停止線の手前で停止し、対向車にパッシングライトを点滅し歩行者が渡ることを知らせる。
4. 速度と車間距離
  - ① 走行中は、速度に応じた車間距離を保ち安全速度を維持する。
  - ② 高速道路での巡航速度は、90～95キロとし、車間距離は80メートル以上とする。追越等で速度を上げる場合も100キロを上限とし、追越が終わり次第速やかに走行車線に戻り巡航速度に戻す。
  - ③ 一般道路では、法定速度を遵守し、車間距離を十分とり安全運転に徹する。
5. 危険を予知した運転
  - ① かもしれない運転に徹し、だろう運転との決別、信号の無い交差点、歩道が無く民家が立ち並ぶ道路は特に注意する、人や自転車の飛び出しがあるかも知れないと言う意識を常に持ち容易に止まれる速度で走行する。
  - ② 駐停車禁止の場所や他の交通の妨害になるような危険が予測される場所での乗降は一切禁止。
6. 防衛三原則の徹底
  - ① 危険予知運転：進路付近の通行人、車両等に対しては、絶えず注意力を結集し他人の事故に巻き込まれない。
  - ② 遵法運転：運転は常に道路の速度規制及び交通の規制を遵守するとともに、天候に応じた安全速度で走行し、自らの責任事故を起きない。
  - ③ 防衛運転：安全を確保するため、相手の不法不当行為には対向せず不本意であっても自らの権利を放棄し思いやりの気道で譲歩する。